

平成29年3月17日

海事局船員政策課

## 平成29年度船員災害防止実施計画を作成しました。

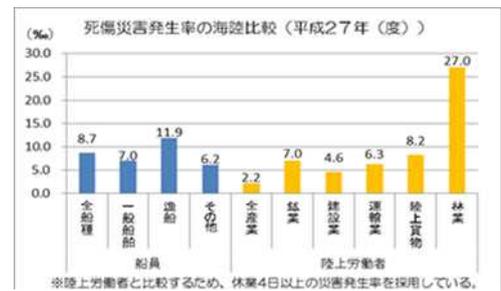
～新たに船員のメンタルヘルスケアの周知啓蒙に取り組みます～

船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき第10次船員災害防止基本計画（平成25～29年度の5カ年）に掲げた船員災害の減少目標を達成するため、平成29年度の船員災害防止実施計画を作成しました。

### 1. 船員災害の状況・背景

船員の労働災害については、関係者の努力により減少していますが、陸上労働者（2.2%）と比べ、依然として高い死傷災害発生率（8.7%）を示しており、その一層の削減が求められています。※

これらの状況に対応し、船員災害の減少を図るため、船舶所有者、船員、国、船員災害防止協会等の関係者が一丸となって取り組む指針となる、平成29年度船員災害防止実施計画を作成しました。



※陸上労働者と比較するため、休業4日以上災害発生率を採用している。  
※災害発生率は、船員数に占める災害件数を千分率（‰）で示したものを示した

### 2. 実施計画の概要

平成29年度船員災害防止実施計画においては、重点を置くべき対策として、

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害防止対策
- 高年齢船員の死傷災害・疾病対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
- その他の安全衛生対策

について、取り組むこととしています。

また、船内における安全衛生管理体制の構築及び推進のため、船内向け自主改善活動(WIB)指導員養成講習会の開催、海中転落や海難による死亡災害防止対策、生活習慣病等の疾病防止対策等を実施するほか、新たにメンタルヘルスケアの周知啓蒙を図ることとしています。

### 3. 船員災害の減少目標

船員災害の減少目標は、第10次船員災害防止基本計画で定めた船員災害の減少目標を達成するために、5年間の基本計画で、毎年同程度の船員災害を減少させることとし、平成29年度においては、次のとおりとします。

- 死傷災害 3%減（一般船舶：3%減、漁船：4%減）
- 疾病 3%減（一般船舶：3%減、漁船：2%減）

詳細は、国土交通省海事局ホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000006.html)

#### 【問い合わせ先】

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室

増田、佐合

(代表) 03-5253-8111 (内線) 45-143、45-144

(直通) 03-5253-8652 (FAX) 03-5253-1643